

町田市の会計基準等一覧

□ 町田市会計基準

市の一般会計、特別会計（病院事業会計を除きます）、及び部別の財務諸表を作成する際のルールを示したものです。

また、貸借対照表に資産として計上する条件や、減価償却の計算に必要な耐用年数などを具体的に定めるものとして、下記の基準があります。

- 固定資産の計上に関する基準
- 公有財産の耐用年数に係る基準
- 重要物品の耐用年数に係る基準
- 図書館資料における資産計上の取扱いに関する基準
- リース資産・リース債務の計上に関する基準

東京都会計基準と町田市会計基準との主な相違点

勘定科目等	東京都	町田市
貸借対照表関係		
固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政財産と普通財産を区分する ・ 取得原価主義を採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政財産と普通財産を区分しない ・ 取得原価主義を採用。ただし、売却可能資産については毎年再評価を行い、再評価差額は純資産に直入
図書	(勘定科目なし)	図書館の図書を計上
リース資産・リース債務	(勘定科目なし)	ファイナンス・リース取引におけるリース資産・リース債務を計上
長期前受金	(勘定科目なし)	下水道事業会計において、償却資産の資本形成に寄与する支出に充当された国・都の支出金、一般会計繰入金、受益者負担金等を繰延収益「長期前受金」に計上
資産と負債との差額	「正味財産」と称する	「純資産」と称する
行政コスト計算書関係		
保険料	(勘定科目なし)	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を計上
投資的経費	資本形成に資する支出のうち、固定資産の取得原価に算入しないものを計上	(勘定科目なし)